

# 雇用を守る在籍型出向制度について

## 1 在籍型出向とは

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務することをいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事が減り、一時的に人手が過剰な企業が雇用を維持するために、人手が不足している企業への在籍型出向を活用するケースが増えています。



## 2 産業雇用安定助成金とは

次に、在籍型出向の支援策について紹介します。

令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、感染拡大防止と経済活動の両立を目指して、出向等による円滑な労働移動を支援する新たな助成制度の創設と、産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化が盛り込まれました。これを受け、令和3年2月5日に「産業雇用安定助成金」が創設されました。

## 産業雇用安定助成金の概要

産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向の活用により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行うものです。

産業雇用安定助成金の助成内容は2種類あり、「出向運営経費」と「出向初期経費」になります。

### ○出向運営経費

出向運営経費は、出向労働者の賃金や教育訓練など出向中に要する経費について最大10分の9、上限1日1人あたり12,000円の助成を行うものです。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額 (出向元・出向先の合計)	12,000円/日	

※ 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率は、中小企業は3分の2、中小企業以外は2分の1となります。

### ○出向初期経費

出向初期経費は、就業規則や出向契約書の整備、出向元であらかじめ行う教育訓練、出向先での備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成を行うものです。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※1)	各5万円/1人当たり(定額)	

※1 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合や出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合に、加算となります。

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費は支給されません。

### ○産業雇用安定助成金の拡充

令和4年10月以降、産業雇用安定助成金は拡充される予定です。

## 産業雇用安定助成金の拡充 (注)

別紙2

### 1 制度概要

(注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省合等の成否が必要。

○ コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5（解雇なし 9/10）	2/3（解雇なし 3/4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機材や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（主に性格要件が一致しなかった企業からの送り出し等）	各5万円/1人当たり（定額）	

### 2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

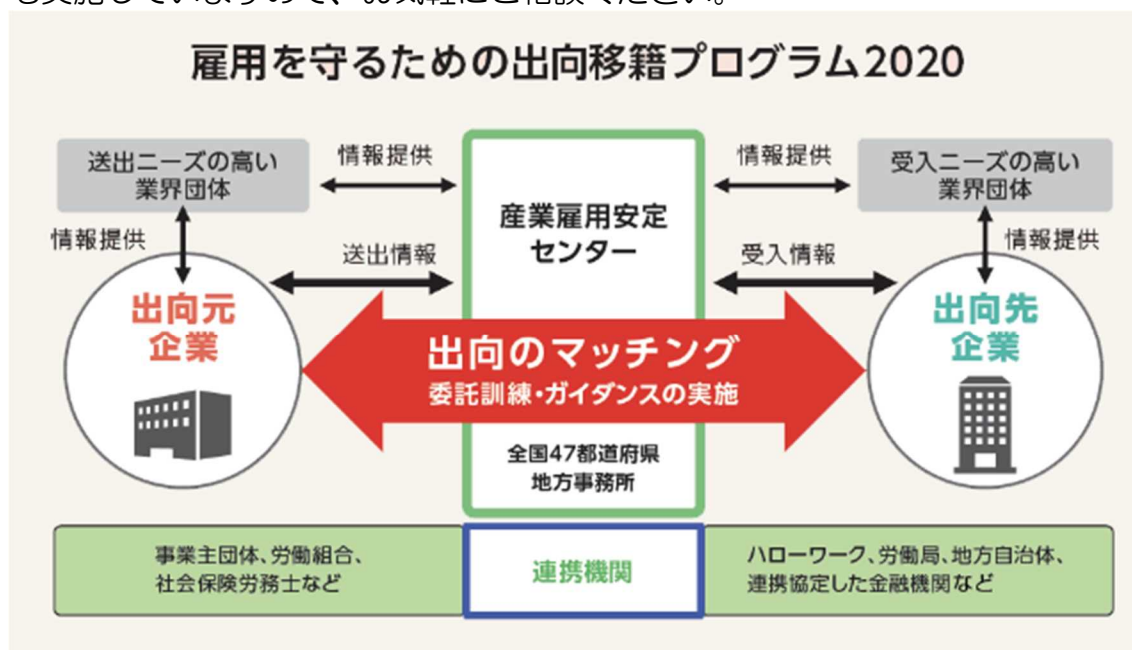
事項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

### 3 在籍型出向のマッチング支援について

次に、在籍型出向のマッチング支援について紹介します。

公益財団法人産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。

設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立を行っています。全国47都道府県に地方事務所があり、在籍型出向の活用を考えている企業の相談や出向のマッチングを無料で行っています。出向前の職場見学や出向後のフォローアップも実施していますので、お気軽にご相談ください。



公益財団法人 産業雇用安定センター 宮城事務所  
〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-1-1 大樹生命仙台本町ビル 9 階  
TEL 022-726-1826 FAX 022-216-7700

### 4 在籍型出向の活用に役立つツールについて

在籍型出向について、厚生労働省のホームページに掲載されている便利なツールを紹介します。これらを活用して、在籍型出向について、従業員の雇用を守り、人財育成にもつながる有効な手段として、必要に応じてご検討いただければと思います。

#### ●在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック

具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則（出向規定）・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハを「在籍型出向「基本がわかる」ハン

ドブック」としてまとめています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf>

●動画による在籍型出向のポイント解説

本動画では、「在籍型出向のメリットは?」、「在籍型出向ってどういう働き方?」、「在籍型出向するにはどういう準備が必要か?」など、在籍型出向に取り組むにあたっての基本的事項について解説しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=J77IHkzBYY>

●事業主・人事労務担当者のためのマンガでわかる! 在籍型出向(発行元:公益財団法人産業雇用安定センター)

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主やその従業員の方向けに読みやすい冊子となっています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000815985.pdf>

問合せ先

在籍型出向について

宮城労働局 職業安定課 担当者 就職支援コーディネーター 小野田 TEL 022-299-8061 FAX 022-299-8064
--

産業雇用安定助成金について

宮城労働局 職業対策課 助成金センター 担当者 雇用開発第二係 出雲 TEL 022-299-8063 FAX 022-299-9388
--